

2016年9月16日、支社会議室において「申」第4号について、組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました。

会社は、第47号については業務委員会を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第4号「鳥飼車両基地における駐車場」に関する申し入れ

1. 現在、仕業、修繕、台検の社員の駐車場は、高架下駐車場に指定されているが最大の駐車台数は何台か明らかにすること。
2. 駐車場の工事内容と工事計画を明らかにすること。また、駐車できない台数は何台か明らかにすること。
3. 高架下の駐車場は、サービック社員、SEK社員、JR社員が利用しているが、各会社毎及び各車両所毎の区分、台数等を明らかにすること。
4. 仕業、修繕、台検の社員に対して発行している駐車許可数を職場毎に明らかにすること。
5. 駐車場の管理、駐車許可証の管理は誰が行っているのか明らかにすること。
6. 転勤前に許可された駐車許可証が、転勤後許可されない理由を明らかにすること。
7. 転勤した社員に対して、駐車許可証を発行しない理由を何故説明しないのか明らかにすること。
8. 一方、転勤と同時に駐車許可証が発行され、自動車による通勤を認められている社員がいる。この事実があるのか明らかにすること。また、事実があるとなればその根拠を明らかにすること。
9. 現在、駐車場の状況、駐車許可証の発行の順番待ちをしている社員の人数を明らかにすること。
10. 現在、駐車場の順番待ちをしている社員に対して、早急に駐車場の確保と駐車許可証の発行をすること。

《 議論内容 》

会社：付議事項ではないので開催しない。

組合：納得できない。

組合：自動車の通勤自体は認めているではないか。

会社：認めている事実はある。

組合：居住地によっては車通勤でないと駄目な社員がいる。その観点から駐車場も業務に必要になる。

会社：業務の能率を良くするために、駐車場が必要とはならない。

組合：通勤許可証を貰えないことで、通勤が困難な社員もいる。

会社：業務の能率に直結する話ではない。通勤に関する能率の問題である。通勤は、最も効率的で経済的なルートであり、それ以上論ずるものではない。

組合：駐車場の問題である。今まで、通勤許可証が発行されていた社員が転勤したら通勤許可証が発行されないのである。業務委員会を開催するべきである。

会社：通勤をどうするかは法律上自由である。駐車場は便宜供与しているだけである。

組合：鳥飼車両基地における通勤は特殊である。

会社：通勤時間が掛かる社員や家族の問題で特徴的な社員など個別のケースについては適宜認めている。

組合：そのルールを明らかにしないと、今まで許可していた社員が転勤の関係で貰えないとはならない。

会社：一概には言えないのでルールを示すことはしない。会社の施設管理権において必要な台数を必要な社員に駐車場を許可している。

組合：それが、納得いかないから申し入れしている。

会社：現場に聞いて頂ければ、説明はする。

組合：申し入れにあるように工事の関係で駐車許可が下りない。改善する考えはあるのか。

会社：工事はいつ終了するか未定である。

組合：工事計画でいつ終了かあるのではないか。

会社：入札制度の関係で明らかに出来ない。

組合：大体は分からないのか。

会社：工事は入って2年くらいになるが、10年は掛からないと思う。

組合：現在、仕業、修繕、台検の社員の駐車場は、高架下駐車場に指定されているが最大の駐車台数は何台か。

会社：大体、50台くらいであるが工事の状況で一時的に減らすことがある。

組合：工事の関係で駐車できない台数は何台か。

会社：その時々で変わるので何台かは明らかに出来ない。

組合：工事の関係で何台くらいのスペースを取られているのか。

会社：台数は把握できないが、相当取られている。

組合：駐車許可が下りないのは、工事の関係でしわ寄せが来ている。

会社：工事の関係で、100台まではいかないが50台以上のスペースが取られている。

組合：工事が終了次第、駐車場のスペースは確保されることでいいか。

会社：それは未定である。

組合：高架下の駐車場は、サービック社員、SEK社員、JR社員が利用しているが、各会社毎及び各車両所毎の区分、台数等を明らかにすること。

会社：関係会社には、高架下駐車場は半分の20台くらい貸している。
組合：サービックには駐車場は何台貸しているのか。
会社：サービックは10から20台である。
組合：SEKには、何台か。
会社：SEKには、20から30台である。
組合：JR社員には何台か。
会社：50から70台くらいである。
組合：車両所毎は何台か。
会社：車両所毎は言えない。
組合：転勤した場合の駐車場の運用はどうしているのか。
会社：駐車場の施設管理権を持っている大仕業の個別判断である。
組合：他の車両所の駐車場の申し込みも大仕業か。
会社：申し込みは違うが通勤ルートなど勘案して大仕業が総合的に判断する。
組合：大仕業は、各職場毎の台数は把握しているのか。
会社：把握はしているが明らかに出来ない。
組合：何故、明らかに出来ないのか。
会社：明らかにする必要はない。駐車場が空いているから使わせろだけの要求ではない。
会社が適切に運用し、個別の判断をする。
組合：空いているから使わせろと申し入れしていない。ルールはどうなっているのか明らかにしろと申し入れしている。
会社：会社の敷地の中で駐車場をどう運用していくかは基準を持っている。社員数など個々の状況を勘案した上で運用するものである。
組合：駐車許可が下りない理由を社員に明らかにすること。
会社：個別に社員が聞けば明らかにする。
組合：転勤前に許可された駐車許可証が、転勤後許可されない理由も諸々の判断か。
会社：そうである。個別の属人の考慮すべきものが強ければ許可するケースもある。
組合：許可されない理由は個別に言っているのか。
会社：社員が聞けば答えられる範疇で言っている。
組合：一方、転勤と同時に駐車許可証が発行され、自動車による通勤を認められている社員がいる。
会社：そういう社員がいるが、発行した理由は個人情報なので言えない。
組合：社員間に不公平感が出てきている。
会社：駐車場には制限があり、以前から貰っている社員は許可され続けて、新入社員の中で駐車場待ちの人もある。これも不公平ではないか。
組合：それも不公平である。不公平を解消するには会社が駐車スペースを確保するしかない。
会社：駐車場を増やせない状況では、スペースの活用方を考えないといけない。車しか通勤手段がないわけではなく、通勤バスや通勤回送もある。
組合：工事の関係で、駐車スペースが限られている中で車通勤をしている社員には駐車場の現状を説明し周知する必要があるのではないか。
会社：周知するのは問題がある。申請する人以外は関係ない。
組合：駐車場待ちの社員には説明が必要である。また、駐車場の不足を補うには立体駐車場を考えたらどうか。

会社：周知も立体駐車場も組合の意見として伺っておく。
組合：工事に10年くらいの年数が掛かるのなら、立体駐車場とか建設すべきである。
会社：ご意見として聞いておく。
組合：駐車許可証の発行の順番待ちをしている社員の人数を何人か。
会社：20人、30人はいない。それ以上は答えられない。
組合：駐車場待ちは何番か聞いたら教えてくれるのか。
会社：現場で答えられるのは答える。
組合：今後の駐車場の確保は、現時点では考えていないのか。
会社：考えていないのではなく、工事の関係で確保するのは現状難しい。
組合：社員の要望を聞くために、1台でも駐車スペースを確保する努力はしないのか。
会社：駐車場を考えるのではなく、通勤そのものを考え近距離社員には通勤バスを憚通
するとか。通勤回送の号車を増やすとか、総合的な考えが必要である。
組合：鳥飼基地で働く社員は色々な勤務の社員がいる通勤時間はバラバラである。そう
いう中で、車通勤が便利な社員もいるのである。
会社：どういった交通手段が良いか、今後未来志向で考える。
組合：業務委員会を開催しないことは対立である、確認する。

以 上